

# 社協だより



門川町社協イメージキャラクター  
「ふくしデンパくん」

今回の題字は、近藤 哲雄さん(東栄町)が書いてくださいました。

令和元年5月 第293号

## 平成31年度 社協事業計画



### 事業の展開

#### 地域福祉事業の推進

- ・第4次地域福祉活動計画の推進
- ・地域での見守り交流活動支援
- ・総合相談事業の実施
- ・生きがづくり・介護 予防事業の実施
- ・住民主体のボランティア活動の推進
- ・関係機関・団体とのネットワーク形成
- ・低所得者支援 及び日常生活支援
- ・子育て支援事業の実施
- ・住民主体の障がい者支援活動の実施

#### 法人経営体制の充実

- ・役員会、評議員会の充実、職員の資質の向上
- ・財政基盤の強化、経営の適正事務管理
- ・赤い羽根共同募金運動の展開
- ・財務状況の公開・情報提供の推進
- ・情報公開制度の推進
- ・苦情解決への取組み
- ・施設管理・労務管理 福祉人材育成



### 重点目標

#### 地区福祉推進委員会活動の推進

#### 安定的経営と財政基盤の強化

#### 介護予防事業の推進

#### 総合事業の推進

#### 介護保険事業の推進



#### 在宅福祉事業の推進

- ・居宅介護支援事業の推進
- ・通所介護(デイサービス)事業の推進
- ・ホームヘルプサービス事業の推進

#### 地域包括支援センター事業

- ・一般介護予防事業
- ・認知症施策支援事業
- ・認知症初期集中支援事業
- ・包括的支援事業 介護保険事業

#### 障がい者支援事業の推進

- ・障がい者相談支援事業の推進
- ・地域活動支援センター事業の実施



## 町民が輝く地域福祉を推進します!

平成31年3月20日の社協理事会、29日の評議員会において承認されました。

### 総合相談センターだより

#### 自筆証書遺言はどのように作るか?

**Q** 公証人をお願いすることなく、自分で遺言書を作成したいと思います。この場合の作成方法を教えてください。

**A** 自筆証書遺言は、遺言事項、日付、氏名を自筆で書き、印を押すことによって作成します。ただし、平成30年の民法改正により、遺言の内容と一体のものとして相続財産の全部または一部の目録を添付する場合には、その目録については自書する必要はなくなり、その目録毎葉に署名、押印すればよいことになりました。

#### 自筆証明遺言の方式

- (1)自書すること…自筆証書遺言は遺言の内容、日付、氏名を自書する必要があります。
- (2)添付される財産目録

平成30年の民法の改正前には、自筆証書遺言は遺言事項とともに、財産目録を添付する場合の目録も、すべて自筆で書くことを要求されていました。対象となる財産のうち、不動産については所在、地番等を、預貯金債権については金融機関名、口座番号等を自書することが求められ、遺言者にとってかなりの労力をともなうことになっていました。そこで、改正民法では自筆証書遺言における自筆要件を緩和し、財産目録を添付する場合には、目録は自書することを要せず、パソコン等による作成でもよいことになりました。

パソコンによる作成のほか、遺言者以外の者による代筆や不動産登記事項証明書、預貯金通帳の写し等を添付して目録として使用する方法も認められます。

そして、目録の偽造、変造を防止するために、自書によらない目録の毎葉(両面ある場合はその両面)に、遺言者の署名、押印が必要とされています。

(3)日付…自筆証書遺言には、遺言者が日付を自書しなければならず、日付の書かれていない遺言は無効です。日付印を押印したものも無効です。日付を自書することが要求される理由は、遺言の成立時期を明らかにして遺言する能力があったか否かを明確にすることと、2通以上の矛盾する内容の遺言が発見されたときに有効となる後から作成された遺言をはっきりさせるためです。

(4)氏名、押印…氏名は、氏または名だけでも、遺言者が誰であるかがわかればよいとされています。通称、雅号、芸名の記載でも足りるとされています。押捺する印は実印でも認め印でも遺言者が自分の印として押印すればそれによいものです。押印については、最近これを有効とする判例が出されましたが、できれば避けたほうがよいでしょう。

(5)加除、訂正…遺言を加除、訂正するには一定の方式を守らなければなりません。つまり、①変更した場所に印を押し、②その場所を指示して変更したことを付記し、③付記した後に署名しなければなりません。

(社会生活六法より)

※自筆証書遺言は、公正証書遺言と異なり、公証人に依頼し、手数料を支払うという手間はかからず、また証人の立ち会いも必要ではありませんから、遺言書の作成自体を秘密にしておくことができます。このように自筆証書遺言は簡便に作成できるという特徴を有しています。

しかし、反面、自筆証書遺言の方式は厳格に定められていますから、その方式を間違えると遺言が無効になってしまいます。また、自筆証書遺言には偽造、変造の危険もあり、死後発見された遺言の効力が問題になることもあります。公正証書遺言は、公証人が筆記して作成することから、方式違反あるいは、偽造、変造の可能性がほとんどないのと対照的です。

**悩みごと  
心配ごと  
などの相談**

誰でもある悩みごと、ひとりで抱えずご相談ください。

**◆通常の相談**

●時間/9:00~16:00  
平日いつでもご相談を  
直通 ☎63-2143  
又は ☎63-7210へ

**◆弁護士無料法律相談**

今月は  
13:30  
**5月21日(火)**  
16:30

■相談無料  
■秘密厳守 ※予約が必要です。お早めに…

**【編集後記】**  
新年度が始まり一ヶ月が経ちました。気を張っていた学生や新社会人の皆さんはちょっと疲れてきたのではないのでしょうか? ゆっくり行きましょうね。休日には仕事のことは忘れてリフレッシュしましょう。(小さなことからコツコツと)

**社協だより293号**  
編集・発行  
**門川町社会福祉協議会**  
〒889-0605  
宮崎県東臼杵郡門川町西6丁目60番地  
門川町総合福祉センター内  
☎(0982)63-7210(代)  
FAX(0982)63-0955  
E-mail:kadofuku@bronze.ocn.ne.jp

**寄付のお礼** 平成31年3月4日から4月4日受付まで

匿名様(細ミヨ様)小園	5万円	吉田 節郎様(トシエ様)上町	2万円
阿部 真様(ミチヨ様)上納屋3区	1万円	新井 敏様(松代様)牧山	金一封
山之内宣年様(妙子様)南ヶ丘	3万円	好見 信子様(彰允様)南ヶ丘	3万円
請関 満義様(スミ子様)加草1区	3万円	桂木萬里子様(秋芳様)庵川東	3万円
黒木 敏美様(ユキエ様)加草2区	3万円	濱口 惇様(友子様)下納屋	金一封
後藤美穂子様(安藤京子様)西栄町	3万円	斉藤ふじ子様(猛様)平城西	1万円

香典返し寄付 ( )は故人  
故人のご冥福をお祈り申し上げます。

上記の皆様より社会福祉事業にとご寄付いただきました。ここに厚くお礼申し上げます。使途につきましては、その趣旨にそいまして有効に活用させていただきます。  
尚、この欄は、寄付者の掲載意思を尊重(確認)した上で掲載させていただいています。



# 5月 おとじま通信

## 介護予防教室のご案内

いつまでも自分らしく生き生きと生活していくために、「介護予防教室」をご利用ください。  
 介護予防教室では、公民館やご自宅などに講師や職員がお伺いして、普段の生活に役立つ知識や情報、体操やゲーム等の普及・啓発を行っています。(5名以上からお申し込みいただけます)

<b>転倒予防</b> 転倒の危険性や原因。転びにくい体作りなど	<b>認知症予防</b> 種類や症状のちがひ、対応の仕方や予防策など	<b>お口の健康</b> 口腔ケアの目的、うがい・歯みがきの仕方、効果など	<b>法律</b> 遺言書の書き方や、遺産相続の方法など	<b>消防・防災</b> 火災、地震、水害への備え、役立つ知識・情報収集
<b>介護保険</b> 制度のしくみや、サービスを利用するまでの流れなど	<b>脱水予防</b> かくれ脱水って？脱水・熱中症にならないためには…	<b>メイク体験</b> 自分も周りの人も明るく…。化粧療法で健康寿命UP	<b>料理教室</b> 栄養士がおススメする、身体に良いかんたん料理など	<b>応急処置</b> 心肺蘇生、AEDの使用法、緊急時の対応など



上記以外の内容をご希望の場合でも、一度ご相談ください。  
 教室の開催を希望する場合は、地域包括支援センターまでご連絡ください。

## スポーツノルディック

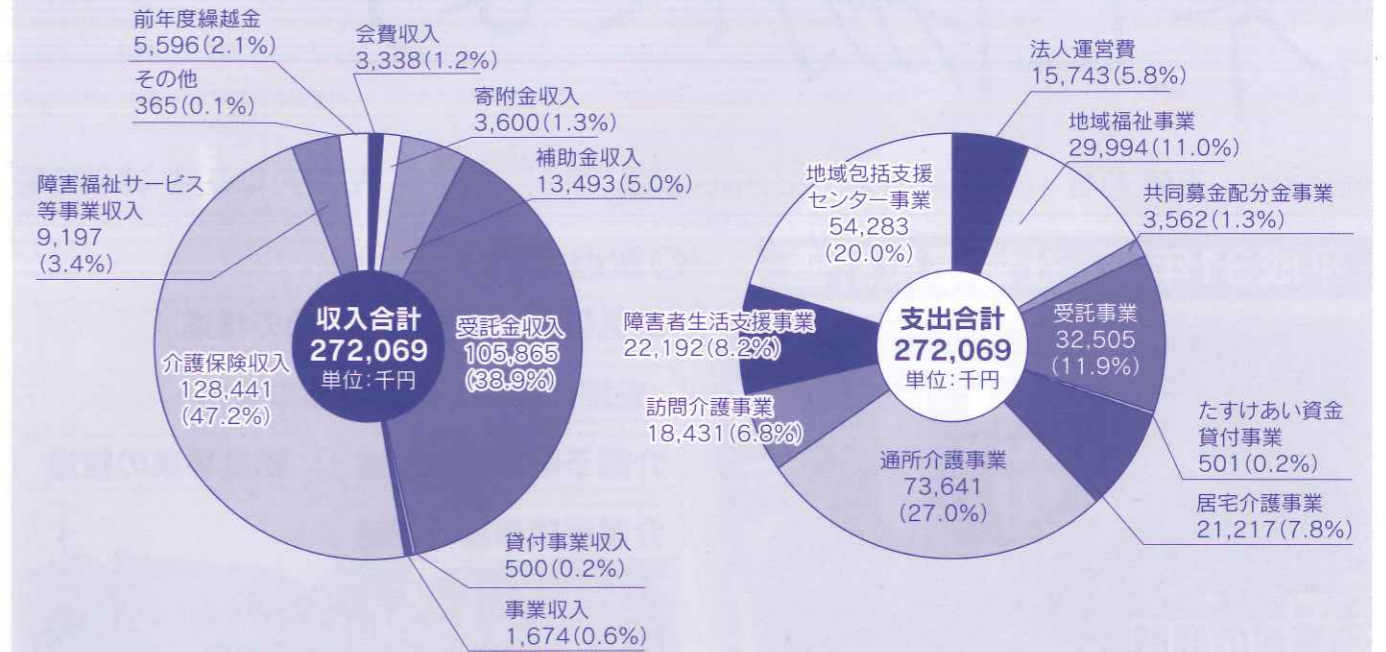
3月28日(木)、中村地区にある門川防災ダムへお花見 × ノルディックウォークに出かけました。町内在住のお元氣なノルディック愛好者の皆さんがなんと19名集まり、ノルディックウォーキングで辺りを40分程散策しました。桜は残念ながら3分咲きでしたが、仲間同士のお話の花は満開でした。また次回の開催時にも沢山の方のご参加をお待ちしています。

(担当:古小路)



・門川町地域包括支援センター 電話 63-1129  
 ・障がい者相談支援事業所 \* 月~金 8:30~17:15 \* 土・日 祝祭日休み

## 門川町社会福祉協議会(平成31年度予算)



## 福祉団体通信(民児協) 毎年5月12日は、「民生委員・児童委員の日」です!

門川町では、現在42名の民生委員・児童委員と3名の主任児童委員が活動されています。民生委員制度は創設から100年を超え、主任児童委員制度は今年で25年を迎えます!!  
 民生委員・児童委員の日は、民生委員・児童委員について、より多くの人びとに知ってもらうこと、また民生委員・児童委員の意識を高めることを目的として定められました。  
 門川町でも、民生委員・児童委員の活動を知っていただけるよう引き続きPR活動に取り組んでいきます。



## 今月の脳トレ♪ 例題を基に、次の計算式の□に当てはまる答えを導き出してください。

(例題)

$$15 + 10 = 52$$

$$62 + 20 = 31$$

①  $22 + 62 = \square$

先月号の答え  
 ①入学式 ②花見

【送り先】〒889-0605 宮崎県東臼杵郡門川町庵川西6丁目60番地  
 「門川町社会福祉協議会 クイズ係」  
 “官製はがき”に、答え・郵便番号・住所・氏名・電話・一言メッセージを書いて送ってね。  
 正解者の中から10名の方に社協ボールペンをプレゼントします。  
 応募締切:5月末日 必着

ヒント:違った角度から見てください。